

特定施設の届出に対する知事の見解について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による知事の見解を次のとおり公表する。

令和4年5月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者

名 称 アピタ新潟亀田店

所在地 新潟市江南区鶴ノ子四丁目496番地2 外118筆

設置者 ユニー株式会社

2 意見の概要

県の見解を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村観光商工課及び田上町産業振興課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

令和4年5月20日から令和4年6月20日まで